

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	クリーニング業法施行令	根拠条項	1-2	資料番号	32	担当課	薬務衛生課
				許認可等の内容		免許証の訂正交付	
<p>○クリーニング業法施行令 (昭和28年政令第233号) (免許証) 第一条 2 都道府県知事は、免許証の記載事項に変更を生じたクリーニング師から免許証の訂正の申請があつたときは、免許証を訂正して交付しなければならない。</p> <p>○クリーニング業法施行規則 (昭和25年厚生省令第35号) (免許証の訂正の申請等) 第八条 クリーニング師は、その本籍又は氏名を変更したときは、十日以内に、免許証の訂正の申請を免許を与えた都道府県知事にしなければならない。</p>							